

1.活動計算書

(単位:円)

科目	2016年度			2017年度			
	当初計画	実績	計画達成率	計画	前年比増加		
経常収益	受取会費	正会員受取会費	76,000	70,000	92%	101,000	144%
		賛助会員受取会費	10,000	-	-	50,000	-
	受取寄付金	受取寄付金	20,000	74,240	371%	100,000	135%
	受取助成金等	受取民間助成金	299,000	364,806	122%	238,360	65%
		受取公的助成金	-	61,900	-	-	0%
		受取公的補助金	1,084,392	1,080,000	100%	320,000	30%
	事業収益	ごちそうさま事業	72,000	69,300	96%	72,000	104%
		おたがいさま事業	-	2,700	-	-	0%
		買い物弱者支援事業	1,512,000	2,546,799	168%	4,320,000	170%
	その他の収益	雑収入	-	10,718	-	-	-
経常収益計		3,073,392	4,280,463	139%	5,201,360	122%	
経常費用	事業費	ごちそうさま事業	229,320	156,048	68%	180,360	116%
		おたがいさま事業	209,000	116,510	56%	173,400	149%
		買い物弱者支援事業	1,781,547	3,127,086	176%	4,140,000	132%
		傾聴ボランティア育成講座	-	166,692	-	-	0%
		認知症サポーター養成講座	-	-	-	-	-
		権利擁護事業	-	-	-	-	-
		高齢者とじこもり防止事業	-	-	-	220,000	-
	管理費	つなぎ手事務局	48,360	31,857	66%	20,000	63%
経常費用計		2,268,227	3,598,193	159%	4,733,760	132%	
当期正味財産増減額		805,165	682,270	85%	467,600	69%	
法人税、住民税及び事業税		81,400	-	-	84,100	-	
当期正味財産増減額		805,165	682,270	85%	467,600	69%	
前期繰越正味財産額		120,964	120,964	-	803,234	664%	
次期繰越正味財産額		926,129	803,234	87%	1,186,734	148%	

2.貸借対照表

(単位:円)

科目		金額	科目		金額	
資産の部	現金預金	382094	負債の部	流動負債	前受金	84194
	流動資産	棚卸資産		175220	流動負債計	84194
	流動資産計	557314		固定負債	理事借入金	800000
	固定資産	車両運搬具	1012973		固定負債計	800000
		備品	117141		負債の部合計	884194
	固定資産計	1130114	正味の部財産	前期繰越正味財産額	120964	
資産の部合計	1687428	当期正味財産増減額		682270		
		正味財産の部合計		803234		
		負債及び正味財産の部合計		1687428		

2017年3月31日現在

監事監査報告書

3.ご支援をいただいた企業・団体

柳町歯科医院

多くの会員の方

4.助成機関

前橋市	前橋市買い物弱者対策支援事業の補助を受けて、買い物弱者支援事業で運営する移動販売車を制作しました。
群馬県	群馬県買い物弱者支援商業モデル事業の補助を受けて、買い物弱者支援事業で運営する移動販売車を制作しました。
群馬県共同募金会	ごちそうさま事業とおたがいさま事業の運営費として分配金を使いました。
損保ジャパン日本興亜福祉財団	傾聴ボランティア育成講座の開講資金とし助成金を利用しました。

特定非営利活動法人 つなぎ手
理事長 内山 恵子 殿

2017年5月16日
特定非営利活動法人 つなぎ手

監事 鯨淵 裕
監事 林 和典

私たちは、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの会計及び業務の監査を平成 29 年 5 月 16 日特定非営利活動法人つなぎ手事務所（前橋市粕川町西田面 174 番地 13）にて行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要
(1) 会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
(2) 業務監査について、月次の報告書を確認し、又理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見
(1) 活動(収支)計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示しているものと認める。
(2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
(3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上